

瑞浪市危険木伐採事業費補助金について

瑞浪市では、市民の安全で安心な生活環境の保全のため、危険木の伐採を行う方に対する補助金を交付しています。

○危険木とは

本補助金において危険木とは、気象害、枯損又は過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木で、倒木等により家屋、社会福祉施設、公共施設（道路を含む。）又は河川に影響を及ぼす恐れのある樹木とします。

◎補助対象

・森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内（林班内）又は、現況地目が山林若しくは、保安林となっている土地の危険木の伐採であること。対象となるかについては事前に農林課までご相談ください。

・伐採面積が1,000平方メートル未満であること。

※伐採に伴い、伐採届等の各種法令等に基づく届出・申請等が行われていない場合は補助対象外となります。

◎補助対象者

・森林所有者又は、森林所有者の同意を得た者

◎補助内容

補助率	補助金額
4分の3以内	100万円以内

※補助金額は1,000円未満切り捨てとします。

例) 510,000円で伐採を行った → 補助金額：382,000円

◎必要書類

1. 交付申請（交付申請書提出締切：12月末日） <input type="checkbox"/> 瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 事業箇所の位置図（住宅地図に図示） <input type="checkbox"/> 事業箇所の写真 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 森林所有者承諾書（様式第4号）※森林所有者以外の申請の場合
2. 完了報告（報告書提出期限：2月末日） <input type="checkbox"/> 瑞浪市危険木伐採事業費補助金実績報告書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 収支精算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 伐採の前後が分かる写真
3. 請求 <input type="checkbox"/> 補助金等交付請求書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 振込先口座が分かる書類

【注意事項】

- ・申請を希望される方は、必ず事前に農林課へご相談ください。
- ・事業実施前に必ず申請してください。事業実施後の申請は受付できません。

●申請・問い合わせ…瑞浪市経済部農林課農地森林整備係 担当：石原
☎68-9802（直通）

瑞浪市危険木伐採事業費補助金 交付までの流れ

①瑞浪市役所農林課に問い合わせ、補助金の対象となるかどうか確認してください。
※直接来庁いただいても、電話でも結構です。



②補助金の対象となることが確認できたら、『瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付申請書』等の申請書類を提出してください。

※伐採届、交通規制関係の申請等が必要となる場合があります。

※必ず伐採前に提出してください。

※12月28日が締め切りです。

瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付申請書（様式第1号）

事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

事業箇所の位置図（住宅地図に図示）

事業箇所の写真

見積書の写し

森林所有者承諾書（様式第4号）※森林所有者以外の申請の場合



③「瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付決定通知書」が郵送されます。



④交付決定通知書が届きましたら、伐採を行う業者に依頼してください。



⑤伐採が完了したら、『瑞浪市危険木伐採事業費補助金実績報告書』等の実績報告書類を提出してください。

※事業完了後30日以内又は、2月末日の早い日までに提出してください。

瑞浪市危険木伐採事業費補助金実績報告書（様式第8号）

収支精算書（様式第3号）

領収書の写し

伐採の前後が分かる写真



⑥「補助金等確定通知書」が郵送されます。



⑦『補助金等交付請求書』と振込先口座が分かる書類を提出してください。



⑧補助金を交付します。